

秋田県立大学図書館の一般県民等への開放に関する要領

平成 1 8 年 4 月 1 日

図書・情報センター長決定

改正 平成 1 9 年 6 月 7 日

改正 平成 2 0 年 2 月 4 日

改正 平成 2 1 年 3 月 1 6 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、秋田県立大学図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、秋田県立大学図書・情報センターの図書館（以下「図書館」という。）の一般県民等への開放について必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第 2 条 図書館は、次の各号のすべてに該当する者であれば、秋田県民をはじめ誰でも利用することができる。

(1) 利用要領及び秋田県立大学図書館内施設等利用細則（以下「利用要領等」という。）を遵守し、及び係員の指示に従って館内の規律を守ることができると認められること。

(2) 図書館が所蔵する資料を利用した学術研究、調査又は学習を目的とすること。

(開放日)

第 3 条 図書館の開放日は、利用要領第 4 条に規定する休館日以外の日とする。ただし、図書・情報センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(開放時間)

第 4 条 図書館の開放時間は、利用要領第 3 条に規定する開館時間とする。ただし、センター長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用手続)

第 5 条 図書館を利用しようとする者は、利用の都度、所定の入館許可願に必要事項を記入し、入館すること。

(利用の方法及び範囲)

第 6 条 この要領により図書館を利用する者は、利用要領等に規定する方法によって図書館を利用することができる。ただし、図書館資料の館外への貸出し及び他大学の図

書館等の資料の利用の依頼はできない。

(学外利用者登録)

第7条 前条の規定にかかわらず、学外利用者登録を申請し、センター長が認めた場合は、学外利用者として、図書館を利用することができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、図書館の一般県民等への開放に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月7日図書・情報センター長決定)

この要領は、平成19年6月7日から施行する。

附 則 (平成20年2月4日図書・情報センター長決定)

この要領は、平成20年2月4日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日図書・情報センター長決定)

この要領は、平成21年3月16日から施行する。